

公共用施設等における喫煙対策 に関する実態調査

<調査結果に基づく結果通知等>

「行政評価・監視」は、関東管区行政評価局が行う行政改善活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合规性、適正性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

調査結果については、平成17年12月1日、国の機関等に対して結果通知等をしたものです。
なお、eメールで募集した情報も参考にしております。



<本件照会先>

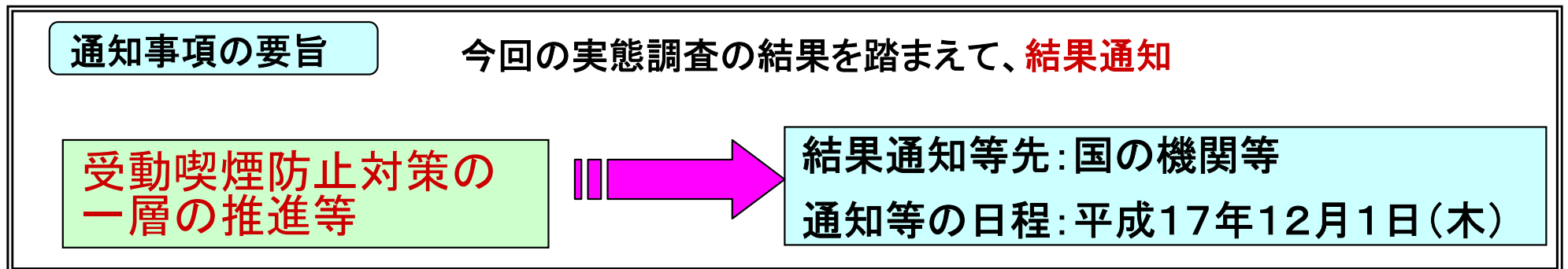
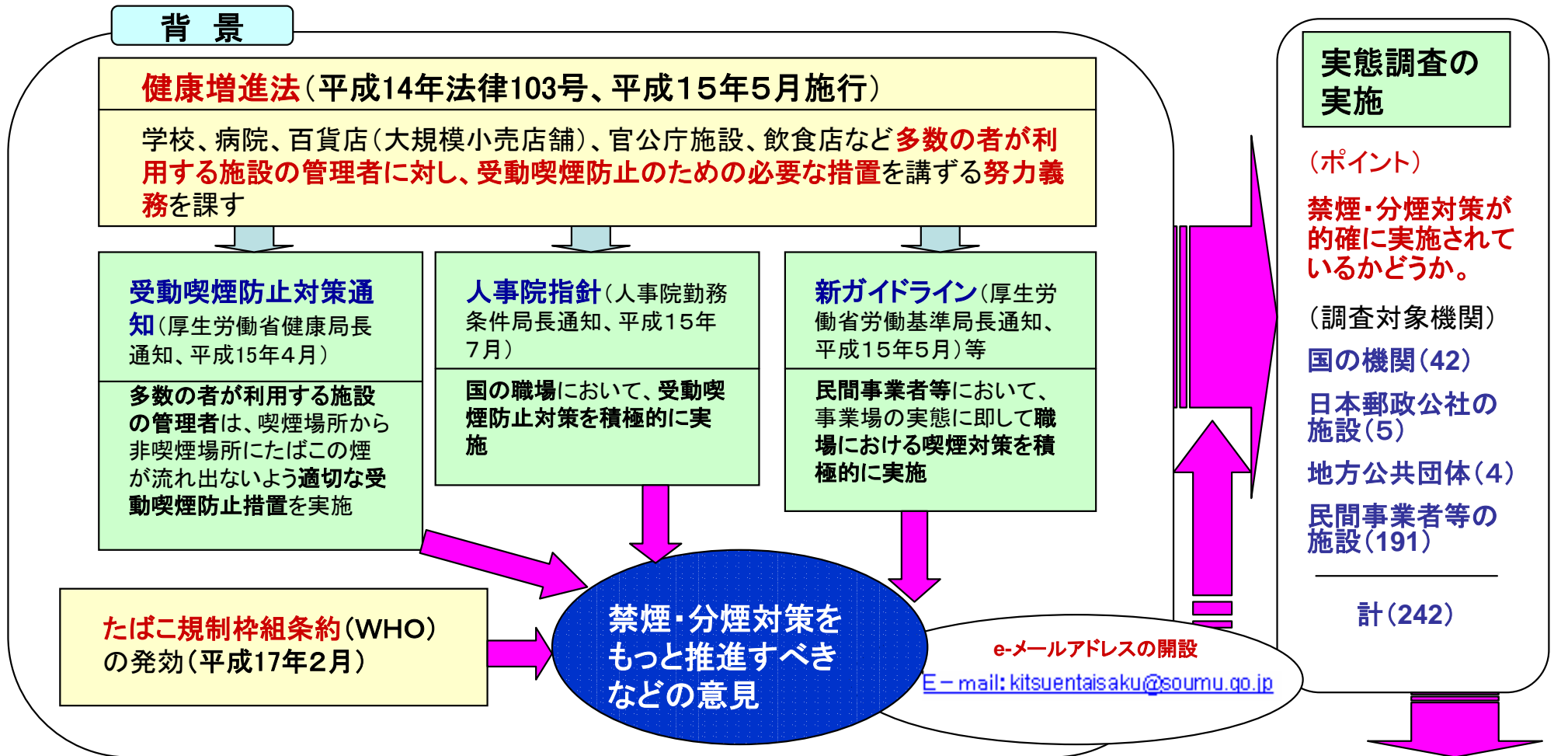
総務省関東管区行政評価局

第二部第1評価監視官 小野努

(担当) 柳田均 布山正徳

(電話) 048(600)2328、2329

概略



1 国の機関における喫煙対策の推進(庁舎、施設建物内における禁煙・分煙の推進)

人事院指針で求めている喫煙対策

受動喫煙防止のため、
**少なくとも空間分煙を確保
可能な範囲で「全面禁煙」**

空間分煙対策の内容

- **喫煙室・喫煙コーナー**には、たばこの煙を屋外に排出する換気扇等**屋外排気設備**を設置
- 喫煙コーナーには、煙が非喫煙場所に漏れないよう**仕切り**を設置



調査結果

【42機関、4合同庁舎での対策の現状】

- 全面禁煙 14機関、0合同庁舎
- 空間分煙 28機関、4合同庁舎(喫煙場所合計111か所)

【空間分煙を実施している機関・合同庁舎の喫煙場所の現状】

人事院指針を満たしていないもの 71か所(64%)

- **仕切りが不十分なもの** 56か所(79%)
- **屋外排気設備の設置が不十分なもの** 33ヶ所(46%)
- 休憩室等**他室と兼用**しているもの 14か所(20%)

【空間分煙措置が不十分な喫煙場所71か所の改善状況】

- 本調査の期間中に改善が実施されたもの 9か所(13%)
- 改善を図る具体的な計画・予定があるもの 31か所(44%)
- 改善に向けて具体的な検討を行っているもの 21か所(30%)
- **改善を図る具体的な計画等がなく、具体的な検討も行っていないもの** 10か所(14%)

通知事項の要旨

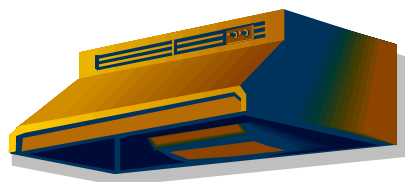
- **廃止予定がある喫煙場所、具体的な改善計画がある喫煙場所** ⇒当該計画・予定に沿った適切な改善
- **空間分煙措置の改善に向けて具体的な検討を行っている喫煙場所** ⇒改善計画・予定を早期に策定
- **空間分煙措置の改善に向けて具体的な検討を行っていない喫煙場所** ⇒早急な検討の実施 ほか

2 国の機関における喫煙対策の推進(空気環境測定の実進)

人事院指針で求めている喫煙対策

庁舎内に喫煙室・喫煙コーナーを設置した場合

- たばこの煙の影響を把握するため、喫煙場所、周辺の浮遊粉じん・一酸化炭素の濃度を測定
- 喫煙場所から非喫煙場所へのたばこの煙、においの漏れを把握するため、非喫煙場所から喫煙場所への気流の風速を測定



調査結果

【空気環境測定の実施状況】

- ・ 空気環境測定を実施しているもの 6機関(人事院指針の適用がある喫煙場所を管理している28機関の21%)
- ・ 空気環境測定を実施していないもの 22機関(同79%)

【今後の測定予定】

- ・ 実施を予定しているもの 10機関(45%)
- ・ 実施を検討しているもの 8機関(36%)
- ・ 実施予定のないもの 4機関(18%)

【空気環境を測定している6機関の測定結果】

- ・ 浮遊粉じん濃度(0.15mg/m³以下)
⇒全測定点174か所のうち不適合33か所(19%)
- ・ 一酸化炭素(10ppm以下)⇒全測定点174か所のうち不適合なし
- ・ 非喫煙場所から喫煙場所への気流の風速
⇒全測定点162か所のうち不適合51か所(40%)

通知事項の要旨

- ・ 喫煙場所及びその周辺の空気環境測定の実進
- ・ 不適合な測定結果が出ている喫煙場所について、その原因の究明、改善措置の実施

3 国以外の機関における喫煙対策の推進(施設利用者向けの喫煙対策の推進)

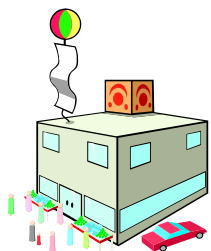
受動喫煙防止対策通知で求めている喫煙対策

都道府県・政令市

病院、百貨店、飲食店、鉄軌道駅、商店等**多数の者が利用する施設に対し、健康増進法第25条の趣旨を周知徹底**

施設管理者

喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないように**適切な受動喫煙防止措置(禁煙又は空間分煙)**



調査結果

【日本郵政公社、民間事業者等の施設における利用者向け喫煙対策】
(195施設)

- ① 禁煙としているもの 63施設(32%)
- ② 喫煙場所を設置しているもの 132施設(68%) (喫煙場所157か所)
 - i) 空間分煙措置を講じているもの 100施設(76%)、125か所(80%)
 - a) 喫煙室を設置しているもの 4施設(4%)、6か所(5%)
 - b) 受動喫煙防止対策通知に適合した喫煙コーナーを設置しているもの 0施設(0%)
 - c) **喫煙コーナーを設置しているが、受動喫煙防止対策通知に適合していないもの 8施設(8%)、31か所(25%)**
 - d) 喫煙席・禁煙席による空間分煙措置を講じているもの 88施設(88%)、88か所(70%)
 - ii) **空間分煙措置を講じていないもの 32施設(24%)、32か所(20%)**
 - a) **禁煙日・禁煙タイム以外の日・時間帯において全面喫煙としているもの 22施設(69%)、22か所(69%)**
 - b) **終日全面喫煙としているもの 10施設(31%)、10か所(31%)**

通知事項の要旨

- 受動喫煙防止対策通知の趣旨に沿った**改善計画・予定を早急に策定(日本郵政公社の施設)**
- 民間等施設に対し、**受動喫煙防止対策通知等の周知の一層の推進(埼玉県及びさいたま市)**

4 国以外の機関における喫煙対策の推進（従業員・職員向けの喫煙対策の推進）

新ガイドライン等で求めている喫煙対策

都道府県労働局

事業者に対する新ガイドライン等の周知



事業所

- 事業所内を**全面禁煙又は空間分煙**にすることが適切な喫煙対策
- **喫煙室を設置、それが困難な場合、喫煙コーナーを設置**
- 喫煙室、喫煙コーナーに**屋外排気設備**を設置
- **喫煙コーナーについては、天井から吊り下げた板等による壁、衝立等により、非喫煙場所に対する開口面を限りなく小さくする**

調査結果

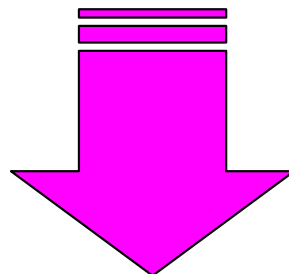
【日本郵政公社、民間事業者等の施設における職員・従業員向け喫煙対策】
(32施設)

- 全面禁煙 9施設(29%)
- 空間分煙 23施設(72%) **(喫煙場所合計61か所)**

【空間分煙を実施している施設の喫煙場所の現状】

新ガイドライン等を満たしていないもの 34か所(56%)

- **仕切りが不十分なもの 26か所(43%)**
- **屋外排気設備の設置が不十分なもの 10か所(31%)**
- 休憩室等**他室と兼用**しているもの 17か所(50%)
- **事務室全体を喫煙可能**としているもの 1か所(3%)



通知事項の要旨

- 新ガイドライン等の趣旨に沿った**改善計画・予定を早急に策定(日本郵政公社の機関)**
- 民間施設等に対し、**新ガイドライン等の周知の一層の推進(埼玉労働局)**

5 路上喫煙防止対策の推進

路上喫煙防止対策の現況

- 受動喫煙防止対策通知においては、**公道(一般道路・通路)について適用対象外**
- 地方公共団体が**路上喫煙防止対策について条例**を制定し、対策を実施
 - ・ 条例を制定した市町村⇒東京都港区、千代田区、新宿区、千葉県市川市、松戸市、千葉市、船橋市、埼玉県川口市ほか
 - ・ 川口市は、「**川口市路上喫煙の防止等に関する条例**」を平成17年5月1日に施行。同年12月1日から、JR川口駅周辺及び西川口駅周辺を路上喫煙禁止地区に指定
 - ・ 港区は、「**港区を清潔できれいにする条例**」を平成14年4月1日に施行。路上・歩行喫煙、ポイ捨てを禁止する重点モデル地区を6か所指定。同地区内に喫煙コーナーを23か所設置。

路上喫煙防止対策に関する意見

- ・ 当局がeメールで募集した「**喫煙対策に関する情報(苦情・意見)**」442件のうち、**112件(25%)が「路上の禁煙化」を要望**
- ・ 平成15年12月実施の**港区民世論調査結果**によると、「**歩行中の禁煙推進**」を求める人が**73%**

通知事項の要旨

- ・ 路上喫煙防止対策について、**各施設管理者が加入している協議会等の場を利用して、協議・検討**
- ・ **協議会等の構成員に国の行政機関が加入している場合は、路上喫煙防止対策に積極的に協力**

路上喫煙防止対策の調査実施箇所の概要

さいたま新都心歩行者デッキ

- ・ 16の施設管理者が敷地内通路として個別管理。
- ・ 施設管理者の大半が、さいたま新都心のにぎわいの創出、街の魅力づくり、イベントの開催・協賛を企画する「さいたま新都心まちづくり推進協議会」の構成員

路上喫煙防止対策の調査結果

- ・ 9施設管理者を選定し、路上喫煙防止対策への対応状況を調査。**各施設管理者の対応が区々**
(『禁煙マーク』を掲示、たばこ吸い殻のポイ捨てを禁止、歩行者デッキに喫煙所を設置、特段の措置を実施せず)
- ・ 当局がさいたま新都心歩行者デッキでのポイ捨て状況等を調査。**数か所の歩行者デッキに吸殻がみられ、歩行中の喫煙者が後を絶たない。**
- ・ 9施設管理者から、今後の路上喫煙防止対策について意見を聴取。**各施設管理者の対応に温度差**
(自己管理の区域を全面禁煙、協議会で検討、他の入居官署と協議の上で検討、喫煙しないよう注意喚起、何ら問題がないので現状維持)

協議会の対応

「さいたま新都心まちづくり協議会の部会で、路上喫煙防止対策を検討する予定」

6 喫煙対策に関する情報(苦情・意見)

eメールによる苦情・意見

国民から広く「喫煙対策に関する情報(苦情・意見)」をeメールで募集

e-メールアドレス: kitsuentaisaku@soumu.go.jp

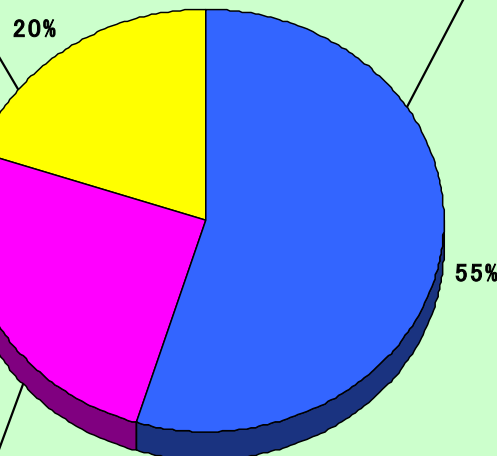
募集期間:平成17年5月30日~9月30日



集計結果

総件数:442件(実数)

- ・喫煙者と非喫煙者の配慮に努めるべき(8%)
- ・マナーの向上・順守に努めるべき(3%)
- ・たばこは有害である(3%)
- ・その他(6%)



- ・分煙施設・喫煙所を設けるべき(13%)
- ・公共交通機関に喫煙所を設けるべき(6%)
- ・飲食店等に喫煙所を設けるべき(5%)
- ・その他(5%)

- 禁煙化すべきである(242件)
- 分煙化にすべきである(113件)
- その他(87件)

- ・公共施設では禁煙化にすべき(27%)
- ・路上では禁煙化にすべき(25%)
- ・公共交通機関では禁煙化すべき(14%)
- ・飲食店等では禁煙化にすべき(12%)
- ・その他(5%)

「禁煙化にすべきである」としたもののうち、主な情報

- ① 公共施設(官公庁施設)の即時禁煙化を提言する。
- ② 公共施設でのたばこは、絶対に止めてほしい。
- ③ 道路も公共の場所なので、全面禁煙にしてほしい。
- ④ 歩行中の喫煙が歩く人に受動喫煙を強いるので、「不特定多数が利用する施設」の定義に「公道」も含んでほしい。
- ⑤ 公共交通機関は全面禁煙するべきである。
- ⑥ 公共交通機関など、社会生活を送る上で不特定多数が利用するところについては、全面禁煙とすべきである。
- ⑦ 食堂、レストラン、喫茶店等、全ての飲食店を法律で全面禁煙にしてほしい。
- ⑧ レストラン、喫茶店などの飲食店での喫煙は、国で禁止するべきではないか。

参考連絡の要旨

関係機関においては、これら情報を今後の喫煙対策を行う上で参考とすることが望まれる。